

福岡県公報

平成29年1月6日
第3856号

目次

告示(第1号-第17号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更	(保護・援護課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
公 告		
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	7

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○港湾計画の変更の概要	(港湾課)	9
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課)	16
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	17
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	17
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(社会活動推進課)	18
○指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険課)	18
○指定居宅サービス事業者の廃止	(介護保険課)	18
○指定介護予防サービス事業者の指定	(介護保険課)	19
○指定介護予防サービス事業者の廃止	(介護保険課)	19
○指定居宅介護支援事業者の指定	(介護保険課)	20
○指定居宅介護支援事業者の廃止	(介護保険課)	20

- 落札者等の公示 (下 水 道 課) ……………21
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……………21
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……………22
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……………22
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……………23
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) ……………23
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………24

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) ……………24
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) ……………24
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (漁業管理課) ……………25
- 海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) ……………25

公安委員会

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活保安課) ……………25

海区漁業調整委員会

- 意見募集の結果の公示 (漁業管理課) ……………26
- 一本釣りに使用する集魚灯の制限 (漁業管理課) ……………26

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (職業能力開発課) ……………27

告 示

福岡県告示第 1 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生385	森塚内科クリニック	糟屋郡志免町片峰一丁目10番9号	H 28・12・1
古生歯74	古賀セントラル歯科	古賀市中央二丁目8番34号	H 28・10・21
粕生薬169	クレア薬局志免店	糟屋郡志免町片峰一丁目10番10号	H 28・12・1
糸島地生薬66	くれよん薬局 志摩	糸島市志摩井田原75-4	H 28・12・1
福津生訪6	訪問看護ステーション しらゆり	福津市中央一丁目19番7号202号室	H 28・10・1
田生訪18	訪問看護ステーション あいあい田川	田川市大字楠2085-10	H 28・10・1

福岡県告示第 2 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
古生歯22	古賀セントラル歯科	古賀市中央二丁目8-34	H 28・10・20
粕生薬158	アニモ調剤薬局	糟屋郡新宮町下府一丁目4番24号	H 28・10・31
春生薬25	惣利薬局	春日市惣利一丁目124	H 28・11・2
田川生薬28	コトブキ薬局	田川郡福智町赤池521-63	H 28・11・1

福岡県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	辞退年月日
朝倉生薬27	めぐみ調剤薬局病院前 来春店	朝倉市来春486-1	H 28・11・30

福岡県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場

合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生薬134	おかざき薬局 篠栗店	わかすぎ薬局	糟屋郡篠栗町大字尾仲510-1	H 28・10・21
嘉生訪6	合資会社 千尋訪問看護ステーション	FORTUNE KIDS 訪問看護ステーション	嘉徳郡桂川町大字土師28-474 FORTUNE 千尋205号	H 28・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生144	医療法人 済世会 河野粕屋病院	糟屋郡宇美町大字宇美10-2	糟屋郡宇美町神武原六丁目1番1号	H 28・10・22
春生154	医療法人くはた小児科医院	春日市惣利一丁目123	春日市惣利二丁目70番地1	H 28・11・7
大野生35	井上皮ふ科形成外科医院	大野城市下大利一丁目10-19	大野城市東大利二丁目4-16	H 28・11・1

福岡県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ27	松本 克浩（九州療養サ ポートセンター 大牟田 ）	大牟田市大字宮崎 11 - 2 402 号	H 28・11・18
大生マ28	河野 光芳（九州療養サ ポートセンター 大牟田 ）	大牟田市大字宮崎 11 - 2 402 号	H 28・11・15
嘉麻生マ 45	高橋 京子（訪問マッサ ージ楽々）	嘉麻市下臼井 1108 - 24	H 28・11・1
大生柔87	多々良 昭治（旭町はっ びい整骨院）	大牟田市旭町二丁目 2 - 2	H 28・11・24
中生柔36	松本 雄平（まつもと整 骨院）	中間市池田一丁目 3 - 5	H 28・12・1
筑紫生柔 73	坂上 直和（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目 1 - 1	H 28・11・5
筑紫生柔 74	城戸 祐一郎（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目 1 - 1	H 28・11・5
像生柔103	寺島 峻（堺整骨院 宗 像本院）	宗像市栄町 13 - 4	H 28・11・9
京生柔37	谷風 夏美（にこにこ整 骨院）	京都郡苅田町神田町一丁目 9 - 8	H 28・11・24
南筑後生 はき3	松尾 健（はりきゅう Charis）	八女郡広川町大字新代 1389 - 140	H 28・10・1

福岡県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田生柔56	岩崎 倫宏（Keep スポー ス整骨院）	田川市大字伊田 4968 - 11	H 28・10・31
像生柔90	澗田 耀司（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町 13 - 4	H 28・10・31

福岡県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
像生マ 19	須山 潔	須山 潔（宗像リ ハビリマッサージ ）	宗像市田熊三丁目 10 - 3 コーポエリー ル 210	H 28・11・1

福岡県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-----	------------	-----	---------------	---------------

福岡	県道	小富士 加布里線	前	糸島市千早新田220番1 先から 糸島市千早新田218番3 先まで	16.5 ～ 16.8	31.5
			後	糸島市千早新田220番1 先から 糸島市千早新田218番3 先まで	14.0 ～ 14.4	

福岡県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	八女 香春線	前	田川郡添田町大字添田 1029番1先から 田川郡添田町大字添田 1030番1先まで	14.8 ～ 15.6	16.3
			後	田川郡添田町大字添田 1029番1先から 田川郡添田町大字添田 1030番1先まで	15.6 ～ 17.9	

福岡県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女 香春線	田川郡添田町大字添田1029番1先から 田川郡添田町大字添田1030番1先まで

福岡県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	添田 停車場線	前	田川郡添田町大字添田 1030番1先から 田川郡添田町大字添田 1030番1先まで	3.3 ～ 4.0	17.8
			後	田川郡添田町大字添田 1030番1先から 田川郡添田町大字添田 1030番1先まで	3.3 ～ 6.3	

福岡県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田停車場線	田川郡添田町大字添田1030番1先から 田川郡添田町大字添田1030番1先まで

福岡県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	下深野 犀川線	前	京都郡みやこ町犀川久富 2194番3先から 京都郡みやこ町犀川久富 1035番1先まで	5.2 ～ 19.8	920.6
			前	京都郡みやこ町犀川久富 2194番3先から 京都郡みやこ町犀川久富 1035番1先まで	8.3 ～ 31.0	929.8
			後	京都郡みやこ町犀川久富 1513番1先から 京都郡みやこ町犀川久富 1042番先まで	9.2 ～ 19.8	812.6
			後	京都郡みやこ町犀川久富 1513番1先から 京都郡みやこ町犀川久富 1042番先まで	8.3 ～ 31.0	833.8

福岡県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

29年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	下深野犀川線	京都郡みやこ町犀川久富1513番1先から 京都郡みやこ町犀川久富1649番1先まで

福岡県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	下深野 犀川線	前	京都郡みやこ町光富119 番先から 京都郡みやこ町犀川久富 1513番1先まで	3.0 ～ 10.7	1,189.0
			後	京都郡みやこ町光富119 番先から 京都郡みやこ町犀川久富 1513番1先まで	3.0 ～ 10.7	1,189.0
			後	京都郡みやこ町光富119 番先から 京都郡みやこ町犀川久富 1513番1先まで	8.0 ～ 66.0	1,010.0

福岡県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県道	県道	椎 田 勝 山 線	前	京都郡みやこ町豊津365番1先から 行橋市大字天生田895番先まで	4.7 ～ 27.0	1,543.2
			前	京都郡みやこ町国作1374番2先から 行橋市大字天生田1263番1先まで	11.8 ～ 64.6	1,542.7
			後	京都郡みやこ町豊津365番1先から 行橋市大字天生田919番2先まで	4.7 ～ 32.0	1,543.2
			後	京都郡みやこ町国作1374番5先から 行橋市大字天生田1263番1先まで	11.8 ～ 64.6	1,542.7

福岡県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年1月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	椎 田 勝 山 線	京都郡みやこ町豊津371番1先から 京都郡みやこ町彦徳265番1先まで

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社高尾工業

(2) 所在地

糟屋郡久山町大字久原3308番地1

(3) 代表者

代表取締役 高尾 大輔

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年12月13日

4 処分の理由

株式会社高尾工業は、平成28年11月14日午後1時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該

当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡南一丁目364番6から364番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市福岡南一丁目9番17号
池浦 清水

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町330番1及び330番8から330番14まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡601番地の18
三栄ホーム株式会社
代表取締役 福田 周平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字中屋敷66番20及び70番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町長者原西一丁目3番18号パールコート・グーズ石101号
日野 勇

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡菟田町大字与原字浜洲1794番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
築上郡築上町大字高塚777番地14
株式会社VIP
代表取締役 境 正俊

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字戸原字塚原345番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町長者原東四丁目5番38号ファミリージャルダンB101号
稗田 真紀子

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第229回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成29年1月30日 午前10時30分

2 会場

福岡市中央区渡辺通四丁目1-2

セントラルホテルフクオカ ダイヤモンドホール

3 予定議案

朝倉筑前都市計画道路の変更（福岡県決定）について

宇美須恵都市計画道路の変更（福岡県決定）について

筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）田川郡糸田町字法躰3700番1、3700番7、3700番8、3700番10、3700番11、3700番17から3700番19まで及び3700番21から3700番28まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡糸田町1975番地1

糸田町

糸田町長 佐々木 淳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市朱雀四丁目2637番1及び2637番3から2637番8まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区原五丁目14番22号

株式会社秀建

代表取締役 栗原 秀利

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画道路の変更（平成28年12月12日久留米市告示第678号）

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、荇田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成29年1月6日

荇田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、平成28年2月福岡県公報第3770号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）	用途
新松山	25	港湾関連用地
	56	工業用地

2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- (2) 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・福岡武道館外7施設電力供給
- ・宗像警察署外9施設電力供給
- ・粕屋警察署外8施設電力供給
- ・中央警察署外9施設電力供給
- ・博多警察署外8施設電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後

2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年1月27日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ア 福岡武道館外7施設電力供給

イ 宗像警察署外9施設電力供給

ウ 粕屋警察署外8施設電力供給

エ 中央警察署外9施設電力供給

オ 博多警察署外8施設電力供給

(2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア 平成29年5月1日から平成30年4月30日まで

イ 平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

- ウ 平成29年6月1日から平成30年5月31日まで
エ 平成29年6月1日から平成30年5月31日まで
オ 平成29年6月1日から平成30年5月31日まで
- (4) 供給場所
- ア 福岡武道館（福岡市中央区大濠一丁目1）
射撃場（福岡市西区今宿上の原4番地1）
警備員教育センター（北九州市門司区小森江三丁目9番1号）
航空隊（福岡市博多区大字下臼井782番地1）
自動車整備工場（糟屋郡久山町大字久原2780番地3）
福岡試験場（福岡市南区花畑四丁目7番1号）
北九州試験場（北九州市小倉南区日の出町二丁目4番1号）
筑後試験場（筑後市大字久富1135番地2）
- イ 宗像警察署（宗像市東郷一丁目2番2号）
朝倉警察署（朝倉市甘木225番地1）
福岡空港警察署（福岡市博多区大字下臼井782番地1）
若松警察署（北九州市若松区くきのうみ中央1番1号）
豊前警察署（豊前市大字荒堀535番地1）
小郡警察署（小郡市大板井234番地1）
うきは警察署（うきは市吉井町343番地3）
筑後警察署（筑後市大字山ノ井338番地）
八女警察署（八女市本町465番地）
柳川警察署みやま庁舎（みやま市瀬高町下庄501番地4）
- ウ 粕屋警察署（糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1）
糸島警察署（糸島市前原中央一丁目6番1号）
戸畑警察署（北九州市戸畑区汐井町2番1号）
門司警察署分庁舎（北九州市門司区西海岸一丁目1番5号）
行橋警察署（行橋市行事三丁目12番1号）
飯塚警察署（飯塚市柏の森159番地26）
嘉麻警察署（嘉麻市大隈町418番地3）

- 直方警察署（直方市殿町5番31号）
田川警察署（田川市平松町3番36号）
- エ 中央警察署（福岡市中央区天神一丁目3番33号）
東警察署（福岡市東区箱崎七丁目8番2号）
西警察署（福岡市西区今宿西一丁目14番10号）
春日警察署（春日市原町三丁目1番地21）
筑紫野警察署（筑紫野市上古賀一丁目1番1号）
小倉南警察署（北九州市小倉南区若園五丁目1番6号）
八幡東警察署（北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号）
折尾警察署（北九州市八幡西区光明一丁目6番6号）
門司警察署（北九州市門司区西海岸二丁目3番13号）
交通機動隊（糟屋郡篠栗町大字田中300番地1）
- オ 博多警察署（福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号）
南警察署（福岡市南区塩原二丁目3番1号）
早良警察署（福岡市早良区百道一丁目5番15号）
博多臨港警察署（福岡市博多区石城町9番18号）
小倉北警察署（北九州市小倉北区大門一丁目6番19号）
八幡西警察署（北九州市八幡西区東王子町2番1号）
久留米警察署（久留米市東櫛原町1002番地2）
柳川警察署（柳川市三橋町今古賀53番地1）
大牟田警察署（大牟田市不知火町三丁目8番地）
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成29年2月17日 (金曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13 (サービス業種その他) -11 (その他) で、「AA」の等級に格付けされている者
- (2) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の登録を受けている者
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

- 5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部会計課調度係

〒812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 (内線2236・2233)

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

- (1) 交付場所

5の部局とする。

- (2) 交付期間

平成29年1月6日 (金曜日) から平成29年2月16日 (木曜日) までの毎日 (ただし福岡県の休日 を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) に規定する休日 (以下、「県の休日」という。) を除く。)、午前9時00分から午後5時45分までとする。

- 8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送 (受付期間内必着) して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また閲覧に供する。

- (1) 受付場所

5の部局とする。

- (2) 受付期間

平成29年1月6日 (金曜日) から平成29年1月26日 (木曜日) までの県の休日 を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

- (3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成29年2月16日 (木曜日) 午後5時45分まで。

- (4) 閲覧場所

福岡県警察本部会計課

- (5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成29年2月16日 (木曜日) までの県の休日 を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 10 入札書の提出場所、提出期限、提出方法及び注意事項

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

平成29年2月17日 (金曜日) 午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室
福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

- ア 平成29年2月20日（月曜日）午後1時30分
- イ 平成29年2月20日（月曜日）午後2時30分
- ウ 平成29年2月20日（月曜日）午後3時30分
- エ 平成29年2月21日（火曜日）午後1時30分
- オ 平成29年2月21日（火曜日）午後2時30分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する

こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ア Electricity to use in eight office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - イ Electricity to use in ten office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - ウ Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - エ Electricity to use in ten office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
 - オ Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- (2) Contract term:
 - ア From 1 May,2017 through 30 April,2018.
 - イ From 1 June,2017 through 31 May,2018.
 - ウ From 1 June,2017 through 31 May,2018.
 - エ From 1 June,2017 through 31 May,2018.
 - オ From 1 June,2017 through 31 May,2018.
- (3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police.
- (4) Time limit for tender:5:45, 17 February,2017.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available:Fukuoka

Prefectural Police Headquarters,7-7,HigashiKoen,Hakata-ku,FukuokaCity,
812-8576,Japan. Tel:092-641-4141 (Ext 2233)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年12月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマート田川大任
- (2) 所在地 田川郡大任町大字今任原字有次3077番地

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社スーパー大栄	午前10時00分（毎週土曜日は午前9時00分）～午後8時00分	午前9時00分～午後9時00分
株式会社セリア		
株式会社ビッグワイズ カワサキ		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時45分（毎週土曜日は午前8時45分）～午後8時15分	午前8時45分～午後9時15分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更

の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年12月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート大刀洗

(2) 所在地 三井郡大刀洗町大字下高橋字十の江606番地1

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社スーパー大栄	午前10時00分（毎週土曜日は午前9時00分）～午後8時00分	午前9時00分～午後9時00分
株式会社セリア		
大野敏弘		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時45分（毎週土曜日は午前8時45分）～午後8時15分	午前8時45分～午後9時15分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年12月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハイパーモールメルクス新宮

(2) 所在地 糟屋郡新宮町大字上府898

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物敷地内平面部	186台	建物敷地内平面部	215台
建物敷地東側	184台	建物敷地東側	65台
A棟屋上部	434台	A棟屋上部	448台
-	-	C棟屋上部	58台
-	-	C棟南側	18台
合計	804台	合計	804台

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
未定	午前0時00分	午後10時00分
株式会社オートバックスセブン		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場①-1	午前9時30分～午前4時30分	駐車場①-1	午前9時30分～午後10時30分
駐車場①-2	午前9時30分～午前0時30分	駐車場①-2	
駐車場①-3	午前9時30分～午後10時30分	駐車場①-3	

駐車場①-4	-	駐車場①-4
駐車場①-5	-	駐車場①-5

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
位置	出入口の数	位置	出入口の数
建物敷地東側	5	建物敷地東側	6
建物敷地東側駐車場西側及び東側		建物敷地東側駐車場西側及び東側	

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

マコトリース株式会社

(2) 所在地

大分県大分市大字三佐979番地の1

(3) 代表者

代表取締役 在津 満

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年12月16日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに

至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字筑紫667番178及び667番323から667番330まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区浦田一丁目5番47号

株式会社福岡技建工業

代表取締役 迫野 譲二

公告

解散した清算法人城井谷土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
山内 守	築上郡築上町大字伝法寺1264番地1
青山 信男	築上郡築上町大字伝法寺688番地1
浅野 國夫	築上郡築上町大字伝法寺349番地1
加来 巳敏	築上郡築上町大字伝法寺319番地1
神崎 一郎	築上郡築上町大字伝法寺588番地1
横山 本行	築上郡築上町大字松丸630番地1
吉原 正行	築上郡築上町大字松丸182番地1
今村 和人	築上郡築上町大字松丸491番地1

林 一良	築上郡築上町大字松丸198番地
福間 勝利	築上郡築上町大字上深野304番地
門田 康正	築上郡築上町大字上深野303番地
松田 幸徳	築上郡築上町大字上深野762番地21

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人老匠支援機構

(2) 代表者の氏名

植木 光治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市南区皿山二丁目3番17-213号

(4) 定款に記載された目的

この法人は主に行政職経験者等（以下、職員OBという）がもつ知識と経験を「野ざらし」することなく社会に還元することにより、行政コスト等の低減に資することおよび職員OBの生き甲斐づくりに寄与しその健康寿命の延伸による社会コストの低減に資することを目的とする。

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省

令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
訪問介護	4073301618	ヘルパーステーション悠里	社会福祉法人静かの海	H28.12. 1
		宗像市石丸一丁目3番1号		
訪問看護	4061490126	訪問看護ステーションユーフィット太宰府	ユーコネクト株式会社	H28.12. 1
		太宰府市通古賀五丁目1番1号		
〃	4061890051	訪問看護ステーションりんどう	社会福祉法人せいうん会	H28.12. 1
		筑紫郡那珂川町今光五丁目188番1		
通所介護	4072100730	笑顔満開はなことば稲築	シテイケアライフ株式会社	H28.12. 1
		嘉麻市岩崎503-1		
〃	4072301460	やめの杜デイサービスセンター	株式会社オアシス	H28.12. 1
		八女市本字高田1154-8		
〃	4075700411	デイサービスほたる	株式会社 カイト	H28.12. 1
		嘉穂郡桂川町吉隈1200		

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
訪問介護	4073100895	ケアステーション ホワイトクロバー春日 春日市須玖北三丁目105-103号	株式会社ホワイト	H28.11. 2
〃	4073301493	宗像ヘルパーステーション ちとせ 宗像市栄町16番地3 シティハイム・エクセル202	株式会社介援	H28.11.30
〃	4073700231	ほのぼの介護サービス 筑紫郡那珂川町今光五丁目188番地	有限会社 ハートフルケア ほのぼの	H28.11.30
〃	4072301395	野いちごヘルパーステーション 八女市立花町北山2965-1	有限会社野いちご	H28.12. 1
訪問看護	4061890036	訪問看護ステーションほのぼの 筑紫郡那珂川町今光五丁目188-1	有限会社 ハートフルケア ほのぼの	H28.11.30
通所介護	4072301098	やめの杜Ⅱデイサービスセンター 八女市本字高田1154-10	株式会社オアシス	H28.11.30
〃	4074500283	九電ケアタウン デイサービス 花見の森 福津市花見が丘三丁目28番2号	株式会社 キューデン・グッドライフ東福岡	H28.11.30

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防訪問介護	4073301618	ヘルパーステーション悠里 宗像市石丸一丁目3番1号	社会福祉法人静かの海	H28.12. 1
介護予防訪問看護	4061490126	訪問看護ステーションユーフィット太宰府 太宰府市通古賀五丁目1番1号	ユークネクト株式会社	H28.12. 1
〃	4061890051	訪問看護ステーションりんどう 筑紫郡那珂川町今光五丁目188番1	社会福祉法人せいうん会	H28.12. 1
介護予防通所介護	4071803706	デイサービスセンター南尾 飯塚市南尾337番地9	有限会社 YOU	H28.12. 1
〃	4072100730	笑顔満開はなことば稲築 嘉麻市岩崎503-1	シテイケアライフ株式会社	H28.12. 1
〃	4072301460	やめの杜デイサービスセンター 八女市本字高田1154-8	株式会社オアシス	H28.12. 1
〃	4075700411	デイサービスほたる 嘉穂郡桂川町吉隈1200	株式会社 カイト	H28.12. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告

する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
介護予防訪問介護	4073100895	ケアステーション ホワイトクロバー春日 春日市須玖北三丁目105-103号	株式会社ホワイト	H28.11. 2
〃	4073301493	宗像ヘルパーステーション ちとせ 宗像市栄町16番地3 シティーハイム・エクセル202	株式会社介援	H28.11.30
〃	4073700231	ほのほの介護サービス 筑紫郡那珂川町今光五丁目188番地	有限会社 ハートフルケア ほのほの	H28.11.30
〃	4072301395	野いちごヘルパーステーション 八女市立花町北山2965-1	有限会社野いちご	H28.12. 1
介護予防訪問看護	4061890036	訪問看護ステーションほのほの 筑紫郡那珂川町今光五丁目188-1	有限会社 ハートフルケア ほのほの	H28.11.30
介護予防通所介護	4071803532	デイサービス ほとふ 飯塚市南尾337-9	有限会社みらい	H28.11.30
〃	4072200613	デイサービス だんだん 朝倉市桑原666番地1	株式会社Y. M. C	H28.11.30
〃	4072301098	やめの杜Ⅱデイサービスセンター 八女市本字高田1154-10	株式会社オアシス	H28.11.30

介護予防通所介護	4073001424	リハプライド 筑紫野 筑紫野市原田7-2-7	朝日自動車株式会社	H28.11.30
〃	4073700694	フレッシュ倶楽部 筑紫郡那珂川町仲二丁目1番13号	有限会社フレッシュケアサポート	H28.11.30
〃	4074500283	九電ケアタウン デイサービス 花見の森 福津市花見が丘三丁目28番2号	株式会社 キューデン・グッドライフ東福岡	H28.11.30

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定をしたので、同法第85条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
居宅介護支援	4071803698	ケアプランセンター 南尾 飯塚市南尾337番地9	有限会社 YOU	H28.12. 1
〃	4073700801	居宅介護支援事業所りんどう 筑紫郡那珂川町今光五丁目188番1	社会福祉法人せいうん会	H28.12. 1
〃	4078000405	ケアプラン 幸昌 京都郡苅田町尾倉4385番地1	有限会社サイトウ	H28.12. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
居宅介護支援	4071901351	ケア・サービスたがわ	有限会社ケア・サービス田川	H28.11.30
		田川市上本町11番33号		
〃	4073700223	ハートフルケア ほのほの 筑紫郡那珂川町今光五丁目188番地1	有限会社 ハートフルケア ほのほの	H28.11.30

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 事業名
御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センター下水汚泥固形燃料化事業
- 事業場所
福岡市博多区那珂四丁目
- 事業概要
下水汚泥固形燃料を製造する施設の設計・施工及び維持管理・運営
施設処理能力100トン／日
年間稼働日数330日以上
- 契約等に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 基本協定、維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥固形燃料売買契約
ア 部局の名称

福岡県建築都市部下水道課

イ 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 工事（設計・施工）請負契約

ア 部局の名称

福岡県建築都市部流域下水道事務所

イ 所在地

大野城市白木原三丁目5番25号

5 落札者を決定した日

平成28年11月1日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

電発・月島・三笠共同事業体

(2) 代表者

月島機械株式会社福岡支店

(3) 代表者住所

福岡市中央区荒戸二丁目1番5号

7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

10,393,920,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

平成28年6月8日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

消防学校防災機器その4 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年11月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目3番40号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

9,504,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年10月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

消防学校防災機器その5 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年11月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目3番40号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7,765,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年10月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

消防学校防災機器その6 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年11月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目3番40号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,802,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年10月28日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

消防学校防災機器その7 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年11月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

愛知ポンプ工業株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜二丁目3番40号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5,508,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成28年10月28日

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

(1) 化学名 メチル＝2－〔1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルプタノアート及びその塩類

(2) 化学名 2－（4－エトキシ－3，5－ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

(3) 化学名 N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルフラン－2－カルボキサミド及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第179号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

平成28年12月31日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年1月6日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオンモール大牟田
 - 所在地 大牟田市岬町3番4 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成28年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,741

福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求

、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成28年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

629,628

福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成28年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,868
北九州市小倉北区	50,597
北九州市小倉南区	58,997
北九州市若松区	23,468
北九州市八幡東区	19,670
北九州市八幡西区	71,178
北九州市戸畑区	16,662
福岡市東区	81,195
福岡市博多区	62,349
福岡市中央区	51,820

福岡市南区	70,182
福岡市城南区	34,113
福岡市早良区	58,596
福岡市西区	54,944
大牟田市	33,836
久留米市	83,898
直方市	16,015
飯塚市・嘉穂郡	40,097
田川市	13,676
柳川市	19,162
八女市・八女郡	24,044
筑後市	13,375
大川市・三潞郡	14,056
行橋市	20,167
中間市	12,305
小郡市・三井郡	20,387
筑紫野市	28,121
春日市	30,245
大野城市	26,880
宗像市	26,789
太宰府市	19,636
古賀市	16,004
福津市	16,849
うきは市	8,594
宮若市・鞍手郡	15,102
嘉麻市	11,377
朝倉市・朝倉郡	24,268
みやま市	11,068
糸島市	27,659

筑紫郡	13,348
糟屋郡	60,539
遠賀郡	26,601
田川郡	22,940
京都郡	15,772
築上郡・豊前市	16,903

福岡県選挙管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成28年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	350
筑前海区	968
福岡県有明海区	871

公安委員会

福岡県公安委員会告示第356号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令に係る処分基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成29年1月6日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成

28年法律第102号)の施行に伴い、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令に係る処分基準の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成29年1月3日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

海区漁業調整委員会

公告

一本釣りに使用する集魚灯に係る漁業調整委員会の指示案について、平成28年10月7日から同年11月7日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成29年1月6日に漁業調整委員会の指示を発出します。

平成29年1月6日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

筑前海区漁業調整委員会指示第178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

なお、平成27年2月27日付け筑前海区漁業調整委員会指示第168号は、平成29年3月31

日をもって廃止する。

平成29年1月6日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A 海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B 海域

A 海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A 海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B 海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B 海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

4 指示期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

雑 報

福岡県職業能力開発審議会公告

第10次福岡県職業能力開発計画（素案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成29年1月6日

福岡県職業能力開発審議会
会長 中川 誠士

1 意見募集の対象となる事案

第10次福岡県職業能力開発計画（素案）

2 事案の要旨

第10次福岡県職業能力開発計画（素案）

第1部 総説

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象期間

第2部 本県の職業能力開発を取り巻く環境

- 1 人口の動向
 - (1) 人口の現況
 - (2) 人口の推移
 - (3) 労働力人口の変化
- 2 経済・産業構造の現状
 - (1) 県内総生産の状況
 - (2) 事業所数及び従業者数の状況
 - (3) 産業構造の特徴
 - (4) 産業構造の変化

- (5) 情報化の進展
- (6) グローバル化の進展の影響

3 労働力の需給状況

- (1) 雇用・失業の情勢
- (2) 職業別の求人・求職状況
- (3) 産業別の新規求人状況
- (4) 人手不足分野の雇用情勢

4 労働者を取り巻く状況

- (1) 若年者の全国的な雇用状況
- (2) 女性の雇用状況
- (3) 非正規雇用労働者の状況
- (4) 中高年者や高齢者の雇用状況
- (5) 障害者の雇用状況

5 企業における人材育成

第3部 第9次福岡県職業能力開発計画の取組状況

- 1 将来の成長分野と労働力需要拡大分野における人材育成の推進
- 2 ものづくり分野における人材育成の推進
- 3 海外事業展開に対応する人づくりの推進
- 4 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の推進
- 5 個々の特性に合った職業能力開発の推進
- 6 キャリア教育の推進
- 7 在職者に対する職業能力開発の推進
- 8 技能を尊重する社会づくりの推進

第4部 高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校等の現状・課題

- 1 職業能力開発機関等の役割
- 2 本県が管理運営する職業能力開発施設の配置状況
- 3 高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校の現状・課題

第5部 第10次職業能力開発計画の基本的施策

第1 基本的施策の方向性

第2 基本的施策

1 すべての人が能力を発揮できる社会の実現に向けた人材育成の推進

(1) 働く意欲のあるすべての人が個々の特性や希望にあった職業能力開発の推進

- ア 目指す姿
- イ 現状・課題
- ウ 施策の方向

(2) 学校教育と連携したキャリア教育の推進

- ア 目指す姿
- イ 現状・課題
- ウ 施策の方向

2 産業人材の育成の推進

(1) 企業ニーズに沿った職業能力開発の推進

- ア 目指す姿
- イ 現状・課題
- ウ 施策の方向

(2) 本県の産業政策に対応した人材育成の推進

- ア 目指す姿
- イ 現状・課題
- ウ 施策の方向

(3) 人材不足分野等における人材育成の推進

- ア 目指す姿
- イ 現状・課題
- ウ 施策の方向

3 高等技術専門校等の体制強化

- (1) 目指す姿
- (2) 現状・課題
- (3) 施策の方向

4 技能が尊重される社会づくりの推進

- (1) 目指す姿
- (2) 現状・課題
- (3) 施策の方向

3 事案の閲覧場所等

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1F）
- ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎2F）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1F）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎1F）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎1F）
- ・ 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見書の提出期間

平成29年1月6日（金）から平成29年1月19日（木）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3605

（電子メール）shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

（問合せ先）092-643-3602

別紙

第10次福岡県職業能力開発計画（素案）

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該当頁	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

意見書提出の締切 平成29年1月19日（木）必着
意見書の提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール
意見書の提出先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課
（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
（FAX）092-643-3605 （電子メール）shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ1項目1ページとし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。